

一、將來市電更生ニ關スル審議機關ノ設置セラレタルトキハ必要ニ應ジ電氣局從業員代表ノ參與ニ關シ適當ニ考慮ス  
 昭和九年十月十三日

尙ほ電氣局は、右解決案に從ひ懲戒解雇者七十四名の復職を認めた。  
 一方、東交の罷業打切に對し、日交側は十二日市會正副議長に解決方を白紙一任した結果、十五日市會議長より、九日電氣局が日交側の要求に回答したと大體同様の回答をなした。

二 調停案に對する電氣局の方針確定

七日午後、電氣局側は調停委員會に於て決定せる解決案の實施に關し原案と調停案の自由選擇を認むる左記の如き告示をなし、更に八日には電氣局長名によつて右告示の内容を從業員側に通告した。

告

調停委員會ノ決定ヲ尊重シ左ノ通り實施ス

一、給與ハ本給、諸手当、賞與ヲ合算シタル總額ニ於テ其ノ二割ヲ減給ス

右減額ノ率ハ僱員ノ職名別ニ依リ現在給ト其ノ初任給トノ差額ノ多寡ニ應ジ加減スルモノニシテ其ノ差額最大ナルモノニ於テ約三割ヲ減ジ以下遞減シテ初任給ヲ受クルモノニ對シテハ減給セズ

一、高給者(昭和七年十一月三十日以前ヨリ在職スル乗務員及之ニ準ズル給料ヲ受クル非乗務員)ニシテ十月十五日迄ニ退職ヲ申出デタル者ニ對シテハ特ニ過日發表シタルト同様ノ退職給與金震災手当及整理手当ヲ支給ス

一、右ニ依リ退職シタル者同時ニ再採用ヲ願出デタルトキハ退職當時ノ日給額ト初任給トノ差額ノ二割ヲ初任給ニ加算シタル更改給ヲ以テ之ヲ採用ス

一、本案ハ十月十日ヨリ之ヲ實施ス

二案の選擇については原案希望者多數に上りし爲め、その選擇期間を十七日迄延期するに、右の如く原案希望者は八八・七%に及んだ。

これに對し東交側は、十八日夜、非公式聲明書を發して、山下案選擇の理由は、(一)調停案に對する不信の表明であり(二)調停案は多少有利であるが何れにしても生活の不安は免れないから退職手当を受取り、これを闘争資金として今後の闘争に備へるためであると語つてゐる。

更改採用申込者數調

課 別	(1) 選擇資格者數	(2) 更改採用申込者數	(3) 二割減額希望者數	率	
				(2)ノ(1)ニ對スル 百分比	(3)ノ(1)ニ對スル 百分比
庶務課	七人	五人	二人	七一・四%	二八・六%
會計課	一一六	一一〇	一六	八七・三%	一一・七%
電車課	五、九五三	五、二六六	六八七	八八・五%	一一・五%
自動車課	一、二六三	一、一三九	一一四	九〇・二%	九・八%
電燈課	四三六	三一六	一一〇	七二・五%	二七・五%
電力課	三九二	三五二	四〇	八九・八%	一〇・二%
工務課	七八二	七六一	一一	九七・三%	二・七%
病院	一一	二〇	二	九〇・九%	九・一%
合計	八、九八一	七、九六九	一、〇一一	八八・七%	一一・三%